



## 令和2年度成人式



- 日時 令和3年1月10日(日)  
10:00 開式 (9:00 ~ 受付)
- 場所 広川町産業展示会館
- 対象 平成12年4月2日～平成13年4月1日生  
まれた町内在住者 (または中学校卒業時に町  
内在住であった人)

※11月に出席確認のハガキを送付します。2か所以上  
転出している場合はご連絡ください。

(例)広川町→久留米市→福岡市

## 成人式実行委員募集

上記対象者で成人式を企画運営する実行委員を  
募集しています。希望する人はご連絡ください。

☎教育委員会事務局生涯学習係 ☎0943-32-0093



## 手話奉仕員養成講座

聴覚障がいや手話に関する基  
礎知識を身に付け、聴覚障がい  
者と日常会話を楽しみましょう。



- 日時 5月13日～12月16日の毎週(水)  
19:30 開始、21:00 終了予定 (全32講座)
- 会場 広川町保健福祉センター「はなやぎの里」  
3階多目的ホール
- 定員 約25人
- 受講料 無料 (テキスト代2,000円は自己負担)
- 申込方法 4月24日(金)までに福祉課福祉係へご連絡  
ください。

☎福祉課福祉係 ☎0943-32-1113



## 学習会参加者募集

「学校の勉強についていけない」、「宿題のやる気が  
でない」など、不安を抱えている小・中学生必見！  
学校の宿題や授業の予習復習などをサポートします。

- 期間 令和2年4月11日～令和3年3月31日  
の毎週(土)

対象	時間	場所
小学4～6年生	13:00～14:30	はなやぎの里
中学生	14:30～16:00	

- 定員 先着約10人
- ※参加無料、要事前申し込み
- ※福岡県の委託事業です

## 学習支援ボランティア募集

子どもの教育に関心がある大学生や社会人、  
教員OBなどを募集しています。

期日	時間	場所
毎週(水)	17:00～19:00	吉常区公民館
毎週(土)	13:00～14:30	はなやぎの里
	14:30～16:00	

※交通費補助あり (1回1,000円)

☎SKIP 福岡 筑後地区担当 中島 ☎080-8954-2418



## チケット方式無料法律相談

近隣トラブルや相続、離婚問題について、弁護士が  
30分間無料で相談に応じます (年1回限り)。

- 対象 町内在住者
- 相談までの流れ
- ①協働推進課人権・同和対策係で申し込み、チケット  
(紹介状)を受けとる (要本人確認書類)
- ②久留米法律相談センターへ予約する  
(☎0942-30-0144、平日9:00～17:00)
- ③予約した相談センターへチケットと本人確認書類を  
持参し、相談する
- ※チケットがない場合は有料です (30分間5,500円)。

☎協働推進課人権・同和対策係 ☎0943-32-1196



## みのり学級「花講座・歴史講座」

### 花講座

ガーデニングの基本を学び、寄せ植えの実習などを行います。花の知識を深め、自宅や地域を花いっぱいにしましょう。



- **場 所** 町民交流センター「いこっと」大研修室
- **定 員** 先着 30 人
- **申込期限** 4 月 27 日(月)

期日	時間	講座内容
5/19(火)	10:00～12:00	・植物の基礎 ・夏に楽しむ草花
6/16(火)	10:00～12:00	・良い土とは ・観葉植物のこと
7/21(火)	10:00～12:00	・植物に光とは ・梅雨明けの植物管理
9/15(火)	10:00～12:00	・植物と水の関係 ・秋の種まき
10/20(火)	9:00～17:00	・館外研修
11/17(火)	10:00～12:00	・肥料の話 ・観葉植物の冬越し
12/15(火)	10:00～12:00	・病害虫の話 ・冬を彩る鉢花の管理
2/16(火)	10:00～12:00	・春の準備 ・針葉樹の手入れ

### 歴史講座

広川・八女の歴史を学び、郷土の歴史を再発見しましょう。



- **場 所** 広川町古墳公園資料館  
2 階研修室
- **定 員** 先着 20 人
- **申込期限** 4 月 27 日(月)

期日	時間	講座内容
5/15(金)	10:00～12:00	・新しい視点で考える磐井の乱  受講生の皆さんでテーマを考えます。
6/19(金)		
7/17(金)		
9/18(金)		
10/16(金)		
11/20(金)		

問 教育委員会事務局生涯学習係 ☎ 0943-32-0093



## 保険料の納付が困難な人は 免除・猶予の申請を

国民年金保険料を納付することが困難な人は、申請により納付の猶予、保険料の免除が受けられます。

### ■ 学生納付特例制度

所得の少ない学生が申請すると、国民年金保険料の納付が猶予（先送り）されます。免除ではないため、金銭的ゆとりができたなら納付しましょう。

▶ 申請に必要なもの

- ・印鑑（認印可）
- ・学生証の写しまたは在学証明書
- ・マイナンバーカードまたは通知カード

### ■ 保険料免除制度

所得の少ない人が申請すると、国民年金保険料（全部または一部）が免除されます。

※将来受けとる年金額は減ります。免除承認後に納付したい場合は、別途手続きが必要です。

最大 2 年 1 か月さかのぼって申請できます

過去に未納となっている国民年金保険料がある人は、以下までお問い合わせください。

問 住民課 国保・年金係 ☎ 0943-32-1112  
久留米年金事務所 ☎ 0942-33-6192



## ぎんなん学級生募集

福祉・教育・環境・選挙など、地域の身近なテーマについて話し合い、「まちの政治」に対して正しい理解を深めます。

- **対 象** 18 歳以上の町内在住者
- **期 日** 令和 2 年 5 月～令和 3 年 2 月の月 1 回(平日)  
学習内容や日にちは、学級生で話し合い決定します
- **参加費** 無料（実費が必要となる場合あり）
- **申込方法** 4 月 24 日(金)までに選挙管理委員会へご連絡ください。申し込み後、開級式の案内を送付します。

問 選挙管理委員会（総務課内） ☎ 0943-32-1255

## 各種医療証 お持ちでない人は申請を

子どもや障がいがある人、ひとり親家庭の人に、医療費の一部を助成しています。助成を受けるには、事前申請で各種医療証を取得する必要があります。まだお持ちでない人は、住民課国保・年金係で申請ください。

### ▶申請に必要なもの

- ・受給予定者の保険証、印鑑
- ・マイナンバーカードまたは通知カード（子ども医療証の場合、両親の分）
- ・窓口に来る人の本人確認書類
- ・[平成31年1月2日以降に転入した人がいる世帯] 平成31年1月1日現在の住所地の所得課税証明書またはマイナンバーによる所得照会のための同意書
- ・[重度障害者医療証] 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳
- ・[ひとり親家庭等医療証] 戸籍謄本など

	対象	本院負担（1医療機関あたり）	
		通院	入院
子ども医療証	中学3年生までの子ども	無料	無料
重度障害者医療証 (所得制限あり)	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1級または2級 ・療育手帳A ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B ・精神障害保健福祉手帳1級 ※65歳以上の人は、後期高齢者医療制度の被保険者に限る	最大 500円/月	【一般】500円/日 【低所得】300円/日 ※どちらも月20日限度 ※精神障がい者の精神病棟への入院費は助成なし
ひとり親家庭等医療証 (所得制限あり)	・父子家庭・母子家庭の父母と児童 ・父母のいない児童 など	最大 800円/月	500円/日 ※月7日限度

※入院時の食費や居住費などは助成されません。

※薬局の本人負担はありません。

※生活保護を受給している人、学校や幼稚園、保育園の管理下でケガをした人は対象外（学校などで加入した保険から給付されるため）。

※児童とは、0～18歳到達後の3月31日までにいる子ども

問 住民課 国保・年金係 ☎ 0943-32-1112

## 引っ越しの際は住所の異動手続きを忘れずに

入学や就職、転勤などで住所を異動する場合、市区町村窓口で異動手続きをする必要があります。

異動手続きは、国民健康保険や

国民年金の資格の確認、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。忘れずに手続きください。

※正当な理由がなく、異動の届け出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

### ほかの市区町村へ転出・転入するとき

転出前：引っ越し前の市区町村へ転出届を提出し、転出証明書を受け取る

転出後：転入した日から14日以内に、お住まいの市区町村へ転出証明書を添えて転入届を提出する

### 同じ市区町村内で転居するとき

転居した日から14日以内に、お住まいの市区町村へ転居届を提出する

### マイナンバーカード・通知カードも住所変更を忘れずに

本人確認書類となる「マイナンバーカード」の住所なども、最新にする必要があります。「通知カード」は、令和2年5月31日までに廃止なり、住所変更の記載ができなくなります。廃止前に手続きください。



問 住民課 住民係 ☎ 0943-32-1112

## 戦没者のご遺族へ特別弔慰金を支給します

令和2年4月1日時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けとっていない

ご遺族1人<sup>\*</sup>に、特別弔慰金を支給します。

※以下の順位による先順位のご遺族

### ▶支給内容

額面25万円の記名国債（申請から交付までは1年以上かかります）

### ▶申請期間

令和2年4月1日(水)～令和5年3月31日(金)

### ▶申請先

広川町役場福祉課福祉係

### ▶申請書類

- ・特別弔慰金申請書
  - ・第11回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
  - ・戦没者の遺族に関する申立書
  - ・戸籍書類
- （過去に特別弔慰金の申請をしたことがあるかにより、必要書類が異なります。詳しくは福祉課福祉係へお問い合わせください）

高 ↑ 優 先 順 位 ↓ 低	1	昭和27年4月1日～令和2年4月1日に弔慰金の受給権 <sup>*</sup> を取得した人 ※先順位の権利取得者が亡くなった場合、受給権は失効します。 ほかの遺族には引き継がれません
	2	戦没者の子
	3	次のすべてにあてはまる戦没者の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 ・戦没者の死亡当時、戦没者と生計を同じくしていた ・令和2年4月1日時点で、遺族以外の人の養子になっていない（戦没者の死亡直前の養子縁組を除く） ・令和2年4月1日時点で、遺族以外の人と改姓婚または事実婚の状態になっていない
	4	3にあてはまらない戦没者の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
	5	1～4にあてはまらない戦没者の三親等内の親族（甥、姪など）で、戦没者の死亡時まで引き続き1年以上、生計を同じくしていた

☎ 福祉課福祉係 ☎ 0943-32-1113

## ゴールデンウィーク前後のごみ収集・し尿くみ取り

### ▶可燃ごみ直接搬入

八女西部クリーンセンター（筑後市大字前津 2088-6、☎ 0942-52-7536）に搬入ください。

[搬入時間] 8:30～12:00、13:00～16:30

### ▶し尿くみ取り

4月17日(金)までに(有)広川衛生社（☎ 0943-32-0102）へご予約ください。

可燃ごみ収集日・直接搬入日・し尿くみ取り日

	4/24 (金)	4/25 (土)	4/26 (日)	4/27 (月)	4/28 (火)	4/29 (水)	4/30 (木)	5/1 (金)	5/2(土) ～5/6(水)	5/7 (木)	5/8 (金)	5/9 (土)	5/10 (日)
1・2ブロック (火)・(金)排出	○	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×
3・4ブロック (月)・(木)排出	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×
直接搬入 八女西部	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○
し尿くみ取り	○	△ 午前中	×	○	○	×	○	○	×	○	○	△ 午前中	○

※可燃ごみの収集日は、「広川町ごみ収集等カレンダー」から変更ありません。

☎ 環境衛生課生活環境係 ☎ 0943-32-1138